

新 旧 対 照 表

防護柵施工管理要領

平成28年8月

現行（防護柵施工管理要領 平成 23 年 7 月版）	改定（防護柵施工管理要領 平成 28 年 8 月版）	解 説
<p data-bbox="608 535 985 577">防護柵施工管理要領</p> <p data-bbox="647 1186 946 1228">平成 23 年 7 月</p> <p data-bbox="608 1375 985 1543">東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1765 535 2142 577">防護柵施工管理要領</p> <p data-bbox="1834 1186 2062 1228">平成 28 年 8 月</p> <p data-bbox="1765 1375 2142 1543">東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>	

現行（防護柵施工管理要領 平成 23 年 7 月版）	改定（防護柵施工管理要領 平成 28 年 8 月版）	解 説
<p>5. 施工</p> <p>5. 1 現場施工</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現場で施工管理を実施するに際して、下記の点に注意して施工しなければならない。</p> <p>施工上の留意点を以下に示す。</p> <p>a) 防護柵は設計図書又は監督員の指示に従って正しい位置及び線形が得られるよう設置しなければならない。 ガードケーブルの初期張力は、Aタイプについては 20kN、B及びCタイプは 9.8kN とする。</p> <p>b) 鋼材については、現場において加熱又は溶接を行ってはならない。現場における穴あけ、切断及びきりもみは、周囲の鋼材に悪影響を及ぼさない場合にのみ監督員の 確認 を得て行うことができる。</p> <p>c) 支柱は、打込機等によりしっかりと建て込まなければならない。この場合、地下埋設物に十分留意するとともに、既設構造物及び既設舗装に悪影響を及ぼさないよう細心の注意をもって行わなければならない。</p> <p>d) 支柱の周囲は、地表面まで埋戻さなければならない。埋戻しは、既設部分と同程度の材料で十分突固めて仕上げなければならない。既設部分を破損した場合は、受注者の責において原形に復旧しなければならない。</p> <p>5. 2 亜鉛めっき製品の取り扱い</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現場で施工管理を実施するに際して、亜鉛めっき製品の取り扱いについては、特に注意しなければならない。</p> <p>施工上の留意点を以下に示す。</p> <p>(1) 補修 防護柵の施工に当っては、亜鉛めっきに損傷を与えぬよう特に留意しなければならない。もし、損傷を与えた場合には、取り換えるか、または、高濃度亜鉛塗料により補修塗りを行わなければならない。</p> <p>(2) 亜鉛めっきガードレール等の取扱い</p> <p>①亜鉛めっきの肌は一般の鉄等に比較して、その硬度が低く機械的に損傷され易いので、梱包、運搬施工にあたっては、その取扱いに十分注意しなければならない。</p> <p>②亜鉛めっきの表面の下には鉄と亜鉛の合金層があり、この合金層は、曲げ、衝撃などの機械的に弱く、剥離や脱落を起こし易いので施工時には特に慎重に扱わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">12</p>	<p>5. 施工</p> <p>5. 1 現場施工</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現場で施工管理を実施するに際して、下記の点に注意して施工しなければならない。</p> <p>施工上の留意点を以下に示す。</p> <p>a) 防護柵は設計図書又は監督員の指示に従って正しい位置及び線形が得られるよう設置しなければならない。 ガードケーブルの初期張力は、Aタイプについては 20kN、B及びCタイプは 9.8kN とする。</p> <p>b) 鋼材については、現場において加熱又は溶接を行ってはならない。現場における穴あけ、切断及びきりもみは、周囲の鋼材に悪影響を及ぼさない場合にのみ監督員の 確認 を得て行うことができる。</p> <p>c) 支柱は、打込機等によりしっかりと建て込まなければならない。この場合、地下埋設物に十分留意するとともに、既設構造物及び既設舗装に悪影響を及ぼさないよう細心の注意をもって行わなければならない。なお、現地の状況等により建て込みが困難な場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>d) 支柱の周囲は、地表面まで埋戻さなければならない。埋戻しは、既設部分と同程度の材料で十分突固めて仕上げなければならない。既設部分を破損した場合は、受注者の責において原形に復旧しなければならない。</p> <p>5. 2 亜鉛めっき製品の取り扱い</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現場で施工管理を実施するに際して、亜鉛めっき製品の取り扱いについては、特に注意しなければならない。</p> <p>施工上の留意点を以下に示す。</p> <p>(1) 補修 防護柵の施工に当っては、亜鉛めっきに損傷を与えぬよう特に留意しなければならない。もし、損傷を与えた場合には、取り換えるか、または、高濃度亜鉛塗料により補修塗りを行わなければならない。</p> <p>(2) 亜鉛めっきガードレール等の取扱い</p> <p>①亜鉛めっきの肌は一般の鉄等に比較して、その硬度が低く機械的に損傷され易いので、梱包、運搬施工にあたっては、その取扱いに十分注意しなければならない。</p> <p>②亜鉛めっきの表面の下には鉄と亜鉛の合金層があり、この合金層は、曲げ、衝撃などの機械的に弱く、剥離や脱落を起こし易いので施工時には特に慎重に扱わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">12</p>	

6. 現場の検査

出来形及び品質を管理するために、工事完成後に検査を行うものとする。

防護柵の高さは、低すぎると車両乗り越え・乗り越し等による突破事故などにつながり、高すぎると乗員の頭部と干渉し致命的な障害を与えるなど、防護柵高さが起因する重大要素が多いことから、原則として路面からの防護柵上端までの高さは、600mm 以上、1000mm 以下としなければならない。所要の性能を満たすためにやむを得ず 1000mm 以上の高さとする場合は、車両衝突時における乗員頭部の安全性を確保できる構造としなければならない。施工においては、「防護柵標準図集」等に記載されている衝突側の路面からの防護柵天端高さを確実に確保することが重要である。

検査は原則として立会確認を行うものとする。

(1) 土工部

防護柵の設置基準・同解説(社)日本道路協会「第 2 章.2-4 設置方法」に準じ、施工における高さの施工許容値は、表-6.1.1 の通りとする。

表-6.1.1 施工許容値（土工部） 【管理様式-501】

項 目	許容値	検査頻度	備 考
防護柵の天端高さ	-20mm～+30mm	1 回/40m	望ましい値

(2) 橋梁部

橋梁部については、たわみ性防護柵・剛性防護柵に関係なく、「コンクリート施工管理要領 2-5-2 出来形基準(4)コンクリート構造物・構造物施工管理要領 2-5-7 鋼製」に準じ、施工における施工許容値は、表-6.1.2 の通りとする。

表-6.1.2 施工許容値（橋梁部）

項 目	許容値	備 考
高 欄	-10mm～+20mm	計画高さからのずれ (コンクリート施工管理要領)
地 覆	-25mm～+25mm	計画高さからのずれ (コンクリート施工管理要領)
ガードレールボイド	-10mm～+20mm	計画高さからのずれ (コンクリート施工管理要領)
高欄の天端高さ	-10mm～+20mm	計画高さからのずれ (構造物施工管理要領)

6. 現場の検査

出来形及び品質を管理するために、工事完成後に検査を行うものとする。

防護柵の高さは、低すぎると車両乗り越え・乗り越し等による突破事故などにつながり、高すぎると乗員の頭部と干渉し致命的な障害を与えるなど、防護柵高さが起因する重大要素が多いことから、原則として路面からの防護柵上端までの高さは、600mm 以上、1000mm 以下としなければならない。所要の性能を満たすためにやむを得ず 1000mm 以上の高さとする場合は、車両衝突時における乗員頭部の安全性を確保できる構造としなければならない。施工においては、「防護柵標準図集」等に記載されている衝突側の路面からの防護柵天端高さを確実に確保することが重要である。

出来形管理方法については、工事着手前に監督員と協議しなければならない。
また、検査は原則として立会確認を行うものとする。

(1) 土工部

防護柵の設置基準・同解説(社)日本道路協会「第 2 章.2-4 設置方法」に準じ、施工における高さの施工許容値は、表-6.1.1 の通りとする。

表-6.1.1 施工許容値（土工部） 【管理様式-501】

項 目	許容値	検査頻度	備 考
防護柵の天端高さ	-20mm～+30mm	1 回/40m	望ましい値

また、土中埋め込み式の鋼製防護柵における支柱の根入れ長の出来形については、「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」（平成 24 年 6 月 21 日付国官技第 65 号）に基づき管理するものとする。

(2) 橋梁部

橋梁部については、たわみ性防護柵・剛性防護柵に関係なく、「コンクリート施工管理要領 2-5-2 出来形基準(4)コンクリート構造物・構造物施工管理要領 2-5-7 鋼製」に準じ、施工における施工許容値は、表-6.1.2 の通りとする。

表-6.1.2 施工許容値（橋梁部）

項 目	許容値	備 考
高 欄	-10mm～+20mm	計画高さからのずれ (コンクリート施工管理要領)
地 覆	-25mm～+25mm	計画高さからのずれ (コンクリート施工管理要領)
ガードレールボイド	-10mm～+20mm	計画高さからのずれ (コンクリート施工管理要領)
高欄の天端高さ	-10mm～+20mm	計画高さからのずれ (構造物施工管理要領)